年　　月　　日

誓約書

千　葉　県　知　事　　様

名称

代表者氏名

担当

電話番号

このたび、募集型企画旅行において利用する航空運送（PEX運賃等〔航空会社がウェブサイト等で広く消費者向けに販売する航空券にかかる航空運賃・料金をいいます。以下同様。〕によるもので、国内を発地又は着地とするものに限ります。）に関し、航空会社が当社（又は委託旅行業者）に課す取消料、違約料等（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の合計額の範囲内の金額を取消料として旅行者に請求することができる規定を追加するため、当社旅行業約款を変更致したく、旅行業法第１２条の２第１項の規定により認可の申請をするに際し、次の事項を遵守することを誓約します。

記

１．取引条件説明書面に次の事項を記載すること。

　①PEX運賃等による航空運送を利用する旨

　②利用する航空会社名及び利用する運賃の種別

　③上記①の航空運送にかかる航空券取消料等の合計額

　④募集型企画旅行契約の取消料の額について、上記③の航空券取消料等の合計額が標準旅行業約款に規定する取消料の額を超えるときは、当該航空券取消料の合計額の範囲内の金額を取消料の額とする旨

　⑤上記①の航空運送にかかる取消条件を旅行者が確認する方法

　　⑥上記①③④について、ツアー募集パンフレットに記載するにあたり、枠取りのうえ文字ポイント数を大きめにするなど他の記載事項とは区別して目立つ表示とすること。

２．旅行者への取引条件の説明にあたり、上記１．の各事項の説明を徹底すること。

３．旅行業法第１４条の２の規定により、受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者において旅行者への取引条件の説明を行う場合においても、上記１．の各事項の説明を徹底させること。

 　 年　　月　　日

誓約書

千　葉　県　知　事　　様

商号

氏名

担当

電話番号

このたび、募集型企画旅行において利用する航空運送（PEX運賃等〔航空会社がウェブサイト等で広く消費者向けに販売する航空券にかかる航空運賃・料金をいいます。以下同様。〕によるもので、国内を発地又は着地とするものに限ります。）に関し、航空会社が当社（又は委託旅行業者）に課す取消料、違約料等（以下、総称して「航空券取消料等」といいます。）の合計額の範囲内の金額を取消料として旅行者に請求することができる規定を追加するため、当社旅行業約款を変更致したく、旅行業法第１２条の２第１項の規定により認可の申請をするに際し、次の事項を遵守することを誓約します。

記

１．取引条件説明書面に次の事項を記載すること。

　①PEX運賃等による航空運送を利用する旨

　②利用する航空会社名及び利用する運賃の種別

　③上記①の航空運送にかかる航空券取消料等の合計額

　④募集型企画旅行契約の取消料の額について、上記③の航空券取消料等の合計額が標準旅行業約款に規定する取消料の額を超えるときは、当該航空券取消料の合計額の範囲内の金額を取消料の額とする旨

　⑤上記①の航空運送にかかる取消条件を旅行者が確認する方法

　　⑥上記①③④について、ツアー募集パンフレットに記載するにあたり、枠取りのうえ文字ポイント数を大きめにするなど他の記載事項とは区別して目立つ表示とすること。

２．旅行者への取引条件の説明にあたり、上記１．の各事項の説明を徹底すること。

３．旅行業法第１４条の２の規定により、受託旅行業者及び受託旅行業者代理業者において旅行者への取引条件の説明を行う場合においても、上記１．の各事項の説明を徹底させること。